

平成26年10月27日

当座勘定取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」
の一部改正について

日本銀行では、引換依頼書の書式の取扱いを見直しました。つきましては、「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」の一部を別紙のとおり改正のうえ、平成26年11月4日から実施することとしましたので通知します。

なお、改正後の「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」につきましては、上記実施日に、本ホームページに掲載します。

以 上

「日本銀行が行う損傷現金の引換えに関する取扱手続」中一部改正

- 6. (2) を横線のとおり改める。

6. 引換手続

(2) 損傷現金の引換依頼を行う取引先は、事前に引換依頼を行う旨を、「引換依頼書」(現金による引換代り金の支払を希望する場合には書式第2号A-1または2、当座勘定への入金による引換代り金の支払を希望する場合には書式第2号B-1または2)の表面をファクシミリ送信する等の方法により日本銀行にご連絡ください。~~この場合、損傷度合いが著しく金額が把握できない損傷現金については、「引換依頼書」(書式第2号A-2またはB-2)を使用し、必要事項を記入のうえご連絡ください。~~

- 書式第2号A-1および書式第2号B-1を削る。
- 書式第2号A-2を書式第2号-1とし、書式第2号B-2を書式第2号-2とする。